

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造，産業構造及び中小企業者の実態等

当市の総人口は，2023年10月1日現在で，59,432人となっている。年少人口（0～14歳），生産年齢人口（15～64歳），高齢者人口（65歳以上）は，それぞれ6,224人，34,158人，18,475人となっており，総人口に占める割合は，それぞれ10.5%，57.5%，31.1%となっている。

産業構造についての割合は，令和3年6月1日現在で，事業者数は「卸売業・小売業」が最も多く，次いで「製造業」，「建設業」となっており，従業者数については，「製造業」が全体の4割を占め，次に「卸売業・小売業」，「運輸業・郵便業」の順に多い。これは，4工業団地及び市内に多数の工場が立地している本市の特徴である。

次に，製造品出荷額は令和3年10月1日現在で，茨城県内44市町村の中で第8位と高い位置を占めている。平成21年以降企業数、事業所数、従業者数は減少傾向にあるものの，労働生産性の増加により製造品出荷額は増加傾向にある。

当市では，圏央道常総IC周辺に，アグリサイエンスバレー構想による食と農と健康の産業団地を形成し，6次産業による地域活性化を目指すと共に，首都圏外縁地域としての強みを活かし，商工業の発展を目指している。

一方，中小企業にとっては，少子高齢化や人手不足，働き方改革への対応等，厳しい状況にある事業者が多く，この問題を解決するために，AI等の情報技術の積極的導入など，先端設備等による生産性向上への取り組みが不可欠である。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し，中小企業者の先端設備等の導入を促すことで，県内で設備投資が活発な自治体の1つとなり，茨城県西地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として，計画期間中に15件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に

関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

常総市の産業は、建設業、小売業、サービス業、製造業と多岐にわたり、これらの業種で広く生産性の向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

常総市の産業は、駅周辺の商店街及び4つの工業団地を中心に広く立地しており、これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

常総市の産業は、建設業、小売業、サービス業、製造業と多岐に渡り、多様な業種が常総市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取り組みは、多様である。本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

また、本事業の対象は、雇用推進などの観点から、現に市内に事務所等を有し、労働に従事する者がいる事業、又は当該事業の実施に合わせて市内に事務所等の新設し、労働に従事する者を配置する事業とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

## 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等，雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や，反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等，健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・ 市税を滞納している者は認定の対象としない。